匿名データの適正管理措置の内容

（様式第１号別紙）

※該当する全ての事項について□をチェックする。

【公的機関等又は法人等の場合】

| 区分 | 匿名データを適正に管理するために必要な措置として講ずる内容 |
| --- | --- |
| 組織的管理措置 | □　匿名データの適正管理に係る基本方針を定めること（公的機関等を除く）。　匿名データの適正管理に関する考え方、関係法令や規程等を遵守することなどを盛り込んだ内容 |
| □　匿名データを取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。　適正管理に関する責任者を配置、取り扱う者の権限等を匿名データに係る管理簿に記載□　匿名データに係る管理簿を整備すること。　別途様式を指定 |
| □　匿名データの適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。　組織的、人的、物理的及び技術的管理措置の内容を盛り込んだ規程を策定・周知。当該規程の実施状況等を適宜、把握・分析の上で評価。必要な改善策を実施 |
| * 匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

　事故等発生時に組織として状況を把握し、被害拡大の防止や再発防止策等を講ずることが可能な体制を整備 |
| 人的管理措置 | □　法人等の場合、匿名データを取り扱う者が欠格事由に該当しないこと。 |
| □　匿名データを取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。　　匿名データの適正な取扱いに関する法令の理解と遵守の徹底が図られるよう、関係法令や規程等の内容について適切な教育及び訓練を実施など |
| 物理的管理措置 | □　匿名データを取り扱う区域を特定すること。□　匿名データを取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。　利用場所を施錠可能な場所に限定し、匿名データ利用時の入退室管理を実施など |
| □　匿名データの取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。　利用場所（ファイルの保管を含む。）の施錠管理、記録媒体は施錠可能なキャビネット等に保管、電子計算機のワイヤー等による固定など |
| □　匿名データを削除し、又は匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。　専用ツールを用いたデータの削除、記録媒体等の物理的な破壊など |
| 技術的管理措置 | □　匿名データを取り扱う電子計算機等において当該匿名データを処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。　電子計算機等に識別及び主体認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策等を実施など |
| □　匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。　電子計算機等にコンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策等を実施 |
| □　匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う匿名データの漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。　オフラインによる集計作業等の実施、作業後は当該電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留させないことなど |

【個人の場合】

| 区分 | 匿名データを適正に管理するために必要な措置として講ずる内容 |
| --- | --- |
| 物理的管理措置 | □　匿名データを取り扱う区域を特定すること。□　匿名データを取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。　利用場所を施錠可能な場所に限定し、匿名データ利用時の入退室管理を実施など |
| □　匿名データの取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。　利用場所（ファイルの保管を含む。）の施錠管理、記録媒体は施錠可能なキャビネット等に保管、電子計算機のワイヤー等による固定など |
| □　匿名データを削除し、又は匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。　専用ツールを用いたデータの削除、記録媒体等の物理的な破壊など |
| 技術的管理措置 | □　匿名データを取り扱う電子計算機等において当該匿名データを処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。　電子計算機等に識別及び主体認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策等を実施など |
| □　匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。　電子計算機等にコンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策等を実施 |
| □　匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う匿名データの漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。　オフラインによる集計作業等の実施、作業後は当該電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留させないことなど |
| その他の管理措置 | □　匿名データの提供を受けた者が、匿名データの適正管理に関して相当の経験を有する、又はそれと同等以上の能力を備えること。　過去に調査票情報又は匿名データの提供を受けて適正に管理し、統計の作成等を行った経験を有すること、その他の個別情報を適正に管理し、研究分析等を行った経験を有することなど |
| □　匿名データに係る管理簿を整備すること。　別途様式を指定 |
| □　匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ定めること。　事故発生時の状況把握、提供機関等への迅速な報告、被害拡大の防止措置等を実施など |